

子ども相談支援のあり方についての庁内検討

1 会議体設置

平成 26 年度に、市民からの子ども相談窓口に関わる相談を受けて設置した。

子ども相談支援に関するあり方について、庁内の切れ目のない支援を目指し、10 課の出席により毎年開催し、必要な事項の調査、検討及び指針の策定を目的としている。本年は、令和元年 11 月 11 日に開催した。

2 これまでの検討内容

(1) 課題

事案発生時は、各部署と連携して解決に向けて支援をしているが、一旦終結した情報を、成長にあわせて次の部署へつなぐことが出来ていない。

【支援の切れ目】

未就学から就学時、中学卒業から入学する高校へ、18 歳以上

(2) 課題を解決できない要因

個人情報保護の扱いが整理されていない。

【対象】

保護者の同意がない児童

要支援児童・要保護児童に該当しない児童

3 解決に向けての整理（就学以降へ情報をつなぐ）

(1) スクールアドバイザーとの会議新設・ブロック会議の見直し

未就学の要保護児童等の情報を、就学時期に学校だけでなくスクールアドバイザー等にも情報提供する。

(2) 早期対応のための情報収集

平成 28 年度児童福祉法改正・病院等が要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を市に提供するよう努めなければならない。

(3) 支援が必要になった時に情報共有できる仕組み